

女性労働問題研究会「研究例会1」★オンライン

「CEDAW対日勧告(総括所見)と女性労働」

昨年、11月に女性差別撤廃委員会(CEDAW)から総括所見(勧告)が送られました。とりわけ雇用分野の勧告は11項目にわたって出されました。勧告は、ジェンダー賃金格差のデータの公表や格差改善措置、有害なジェンダー規範への対処、裁判官への条約の活用と研修実施、間接差別のより広い禁止事項を考慮し、雇用機会均等法の改正などが盛り込まれました。いま、女性たちの働き方は、条約の水準には程遠い実態があります。この勧告を女性労働分野でどのように活かしていくかを考えます。みなさまのご参加をおまちしています。



●日時: 2025年 6月14日(土) 14:00~16:00

●参加費: 無料です。

●内容

★「CEDAW対日勧告(総括所見)と女性労働」

お話 浅倉 むつ子さん(早稲田大学名誉教授。

女性差別撤廃条約実現アクション共同代表。国際女性の地位協会共同代表)

(プロフィール) 専門は労働法、ジェンダー法。東京都立大学大学院博士課程修了。法学博士。東京都立大学法学部教授、早稲田大学法務研究科教授を経て2019年に定年退職。日本学術会議会員、日本労働法学会代表理事、ジェンダー法学会理事長を歴任。著書に『新しい労働世界とジェンダー平等』(2022年、かもがわ出版) 勁草書房) など多数。

●申し込み: 会員・購読会員・非会員のどなたでも参加できますが、必ず事前に申し込みをお願いします。申込締切=6月8日(日)

●事前申込は次の方法でお申し込みください。

▶事前申込: QRコードまたは次のURLからフォームを使ってお申し込みください。

<https://forms.gle/dEJ1GcgdAED7eUJy8>

また、次のメールアドレスからも申し込めます。

ssww@ssww1950.sakura.ne.jp

▶お申し込みいただいた方には、「研究例会1」の開催の2日前までに参加のURLと

資料をお送ります。届かない場合は、ssww@ssww1950.sakura.ne.jp までご連絡ください。



女性労働問題研究会(SSWW)

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル

事務局: (株) 毎日学術フォーラム Tel 03-6267-4550 Fax 03-6267-4555

E-mail maf-ssww@mynavi.jp HP <https://ssww1950.sakura.ne.jp/>